

令和5年度八潮市立八條北小学校小規模特認校制度による児童募集要項

1 小規模特認校制度とは

小規模特認校制度とは、少人数を活かしたきめ細かな指導や特色ある教育活動を展開する小規模校について、教育委員会が小規模特認校と指定し、児童や保護者の方が「このような環境で学びたい、学ばせたい」と希望する場合に、お住まいの住所に基づく通学区域を越えて、市内全域から特別に児童の入学・転入・編入（以下「入学等」という。）を認める制度です。

2 指定する学校

学校名	所在地	電話番号
八潮市立八條北小学校	八潮市大字八條1150番地	048（931）3261

3 小規模特認校（八條北小学校）の主な取組

(1) 外国語教育の充実

- ・外国語担当教員、ALT及び語学指導補助員による外国語活動・外国語科授業の実施（3年生から6年生）
- ・ALT派遣業者との連携事業(外国語集会・異文化紹介・外国の食事紹介等)
- ・「イングリッシュデー」の実施

(2) 小中一貫教育・交流学習の充実

- ・八條中学校と小中合同運動会・体育祭の実施
- ・小中合同で行う授業、あいさつ運動及びいじめ撲滅宣言の実施
- ・全学年が関わり合うたてわり活動の実施(お話会、遊び、清掃、給食、全校遠足)
- ・5・6年生による合同修学旅行・林間学校の実施（修学旅行と林間学校を隔年で実施）

(3) 体験学習の充実

- ・田植え体験の実施
- ・校舎裏の畑等での種子・苗・球根等の栽培体験の実施
- ・水田等での昆虫や植物の採集体験の実施

(4) 個別指導・個別相談の充実

- ・複数の教員による少人数指導の実施（少人数指導補助教員の配置と活用）
- ・5校時開始前の基礎基本の習熟タイム(八北タイム)の実施（複数教員で対応）

(5) 体育活動の充実

- ・体力向上に向け、全校朝マラソンの実施（複数教員で対応）

4 募集対象学年・募集人数

(1) 募集対象学年

新1年生から6年生まで

(2) 募集人数

若干名（新1年生から6年生までの各学年）

小規模特認校としての特色を維持するため、受入児童数は、各学年の児童の総数（在籍児童数と受入児童数の合計）が20名を超えない範囲の人数とします。

応募者が受入可能児童数を超えた場合は、申請期間終了後、抽選（令和4年12月7日実施予定）とします。※抽選の際には、兄弟姉妹関係を優先することがあります。

5 入学等の条件

児童が就学する学校は、お住まいの住所に基づく通学区域により教育委員会が指定していますが、指定された学校を変更し、小規模特認校への入学等を希望する場合には、次の「入学等の条件」をすべて満たすことが必要となります。

- (1) 保護者及び児童が、本市の住民基本台帳に記録があること。または、本市外から入学等を希望する場合は、本市及び該当市区町村の了解を得ること。
- (2) 小規模特認校の教育方針を理解し、協力すること。
- (3) 原則、卒業までの間、通学に努めること。
- (4) 保護者の責任と負担において、保護者の送迎等により安全に通学すること。
- (5) 入学等を希望する場合には、申請書を提出する前に、小規模特認校と相談の上、体験入学を行うこと。(体験入学の期間は、3日から5日の範囲内)
- (6) 体験入学の終了後、入学等を希望する児童と保護者は学校長と面談を行うこと。

6 体験入学（新2年生～新6年生対象）及び見学会（新1年生対象）

- (1) 体験入学期間 令和4年9月26日（月）～9月30日（金）の期間のうち3日から5日の範囲内
- (2) 体験入学校 八潮市立八條北小学校
- (3) 参加申込書入手方法
体験入学を希望する場合は、八潮市教育委員会学務課窓口又は八條北小学校で、『体験入学参加申込書』を入手してください。(八潮市のホームページからもダウンロードできます。)
- (4) 体験申込期間 令和4年9月5日（月）～9月14日（水）
※体験入学参加申込書に必要事項をご記入のうえ、八潮市教育委員会学務課窓口までご持参又は郵送をお願いします。
- (5) 上記体験入学期間にやむを得ず参加できない場合は、八潮市教育委員会学務課までお電話にてご相談ください。
- (6) 八潮市外の小学校に通学している児童は、日本スポーツ振興センター保険に加入していただきます。
- (7) 新1年生は、令和4年9月26日（月）に保護者同伴で見学を行っていただきます。
(見学時間 7：50～11：30の範囲内)
※上記見学日に参加できない場合は、八潮市教育委員会学務課までお電話にてご相談ください。

7 学校長との面談

体験入学終了後、学校長による面談を実施いたします。面談の申込やのお問い合わせにつきましては、直接、八條北小学校へご連絡ください。

8 入学等申請

- (1) 期間 令和4年10月11日（火）から令和4年11月25日（金）まで
(窓口受付時間 午前9時から午後5時まで)
- (2) 入学等申請書入手方法
八潮市教育委員会学務課窓口又は八條北小学校で、『小規模特認校入学等申請書（様式第1号）』を入手してください。(八潮市のホームページからもダウンロードできます。)
- (3) 提出先 八潮市教育委員会2階学務課窓口
所在地 八潮市中央2丁目10番地17
電 話 048(996)4384
※体験入学及び学校長との面談終了後、申請書（様式第1号）に必要事項をご記入の

うえ、八潮市教育委員会学務課窓口までご持参ください。

9 入学等の承認及び不承認

教育委員会が保護者の申請内容が相当と認めた場合は、令和4年12月下旬頃、保護者に、『小規模特認校入学等承認書』を郵送します。また、承認された保護者には、八潮市教育委員会学務課から指定校変更の手続き等についてご連絡します。

入学等が不承認となった場合は、保護者に、『小規模特認校入学等不承認通知書』を郵送します。

10 入学等の承認取消

入学等承認後に、保護者の申請内容及び面談内容と事実に相違があると認められたとき又は就学の目的に沿わない事由が生じたときは、承認を取り消し、『小規模特認校就学取消通知書』を速やかに保護者に交付します。

11 就学時健康診断の会場

新1年生の就学時健康診断は、お住まいの住所に基づく指定校で受診してください。

12 小規模特認校卒業後について

卒業後、進学する市内中学校は、お住まいの住所に基づき指定された学校となります。ただし、八條北小学校卒業後、八條北小学校から多くの児童が進学する八條中学校への入学を希望する場合も含め、指定校を変更したい場合には、「就学通知書」が届き次第、八潮市教育委員会学務課にご相談ください。

13 問い合わせ先

(1) 体験入学参加申込、入学等申請の手続きについて

⇒ 教育委員会学務課 048(996)4384

(2) 小規模特認校における特色ある教育活動について

⇒ 教育委員会指導課 048(996)4374

(3) 学校長との面談について

⇒ 八條北小学校 048(931)3261